

ICT分野におけるエコロジーガイドライン協議会 開催要綱（案）

1 背景、目的

地球温暖化対策の視点から、省電力化等によるCO₂排出削減に取り組むことは我が国の責務であり、通信関係業界においても、これまで実施してきた自主的取組をさらに強化していくことが必要である。

総務省が取りまとめた「情報通信分野におけるエコロジー対応に関する研究会」報告書（平成21年6月）においては、事業者において省電力化が図られた機器等を調達すること、事業者のCO₂排出削減の取組の可視化等がCO₂の排出削減に有効であることが示された。

このため、①電気通信事業者が省電力の観点から機器やデータセンターサービスの「調達基準」を策定できるよう「評価基準」を示すとともに、②各事業者が適切にCO₂排出削減に取り組んでいる旨を表示できるよう基準を示す「電気通信事業者における「調達基準策定」及び「取組自主評価」に関するガイドライン」を策定する。

2 名称

本会は、「ICT分野におけるエコロジーガイドライン協議会」と称する。

3 検討内容

- (1) 対象機器の評価基準
- (2) データセンターの評価基準
- (3) 「適」マークの表示基準
- (4) ガイドラインの運用体制及び今後の見直し 等

4 構成等

- (1) 本会は、(社)電気通信事業者協会、(社)日本インターネットプロバイダー協会、(社)テレコムサービス協会、情報通信ネットワーク産業協会、特定非営利活動法人 ASP・SaaSインダストリ・コンソーシアムから構成する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は本会を招集し主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、本会の議論を促進するため、必要に応じワーキンググループを開催することができる。ワーキンググループの主査、主査代理及び構成員は座長が指名する。
- (7) 本会は、必要に応じ外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (8) 座長は、上記のほか、本会の運営に必要な事項を定める。

5 開催期間

平成21年6月から平成21年12月を目途にガイドラインを策定し、その後は必要に応じて開催する。

6 庶務

本会の庶務は、電気通信事業者協会（TCA）が、関係団体の協力を得て行う。

7 会議の公開

本協議会の会議、資料等については、原則、公開とする。ただし、本協議会の開催に際し当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

資料の公開は、構成員のホームページへの掲載によることとする。

以上

(別紙)

ICT分野におけるエコロジーガイドライン協議会名簿

[構成員]

(敬称略)

社団法人 電気通信事業者協会

坂田紳一郎 専務理事

池田英俊 ソフトバンクモバイル(株) 保全運用本部 本部長

篠原弘道 日本電信電話(株) 取締役 研究企画部門長

徳広清志 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 執行役員ネットワーク部長

平澤弘樹 (株)ウィルコム 取締役執行役員常務 ネットワーク技術本部長

安田豊 KDDI(株) 執行役員 技術統括本部長

社団法人 テレコムサービス協会

加藤義文 技術・サービス委員会委員長

社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

渡辺武経 会長

情報通信ネットワーク産業協会

資宗克行 専務理事

特定非営利活動法人 ASP・SaaSインダストリ・コンソーシアム

河合輝欣 会長

[オブザーバー]

総務省